

国自安第159号
平成27年11月12日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴協会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故（神奈川県平塚市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故（静岡県富士市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕
トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故
（大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町まで）



〔特別重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故(神奈川県平塚市)

1. 概 要

平成26年9月26日16時05分頃、貸切バス(以下「当該車両」という。)が乗客13名及び添乗員1名を乗せて片側2車線の国道271号線(小田原厚木道路)の上り第1通行帯を走行中、車両故障により前方の同通行帯に停止していた高所作業車(以下「相手車両」という。)に気付くのが遅れ、衝突を回避しようとしたが間に合わず、相手車両に追突した。

この事故により、当該車両の運転者(以下「当該運転者」という。)及び添乗員の2名が重傷を負い、当該車両の乗客13名及び相手車両の運転者1名が軽傷を負った。

2. 原 因

事故は、当該運転者は運転中に冠攣縮性狭心症(かんれんしゆくせいきょうしんしょう)の症状を発症した可能性が考えられ、当該運転者は体調異変の兆候を感じていたにもかかわらず運転を続けており、左胸の苦しさから前屈みとなり、前方を注視することができなくなった。その後回復し、視線を上げたところ、車両故障により前方に停止中の相手車両が目前に迫っていて、ブレーキを踏んだものの間に合わず追突したものと考えられる。

当該運転者の健康管理については、入社直前の事故前2ヵ月以内に2回胸部痛があったが、自然に回復したことから病院での検査を受けておらず、また、雇入れ時の健康診断において、医師から心電図異常の診断があり要精査の意見があったが、精査を受けていなかった。事業者は、当該運転者に乗務を続けさせ、精査と運転乗務の可否に関する医師からの意見聴取を先延ばしにしていた。また、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について、事業者は、乗務を開始しようとする運転者から報告を求めなければならないが、このための点呼を実施しておらず、当該運転者の体調把握ができていなかった。これらのことが今回の運転中、同症状の発症につながった可能性が考えられる。

3. 再発防止策

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

(1) 運転者の健康管理の徹底

・事業者において、法令に定められた定期健康診断及び雇入れ時の健康診断を実施することや、運転者の過去の病歴等を的確に把握することが事故防止には重要である。

・また、診断結果に医師の所見がある場合には、治療・服薬の必要性を確認し、運転に支障がないか医師の判断を受けることが必要であり、次のとおり、診断に沿った対応を速やかに行うことが事故防止には重要である。

- ① 医師から乗務の可否及び配慮すべき事項を聴取し、その所見に基づき、適切に対応するとともに、運転者の健康状態を考慮した乗務計画を策定すること。
- ② 再検査の指摘があった場合は、速やかに受診させるとともに、その後をフォローすること。
- ③ 定期的に面談するなど日常的にコミュニケーションを図ることにより、運転者の健康状態の把握に努めること。
- ④ 運転者が自身の健康状態について気軽に相談できる環境作りに努めること。

(2) 運転者への指導

・事業者は、運転者に対して、次の事項について継続的に指導をすることが必要である。

- ① 走行中に体調異変が生じた場合には、輸送の安全を確保する観点から、次の休憩地点まで運転を強行しようとしたり、あるいは運行遅延に躊躇することなく、直ちに、車両を安全な場所に停止させること。
- ② 高速道路等において、やむを得ず車両を路肩に停止させる場合には、非常信号用具を使用したり停止表示器材を表示するなど、安全上の措置を施すこと。
- ③ 異常があった場合には、運行管理者に対し速やかに状況を報告し、指示を仰ぐこと。
- ④ 乗客及び添乗員に対し、走行中は座席に座り、シートベルトを装着するように指導すること。

(3) 適切な点呼及び運行指示

- ・運行管理者は運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、安全運行の確認、指示を適切に行うことが重要な責務であることを自覚する必要がある。
- ・また、遠隔地であっても電話等により点呼を確実に実施し、運転者の健康状態を把握することが事故防止を図る上で重要である。
- ・運行管理者は、運行計画を作成し、運転者に対し適切に運行指示をしなければ、事故を誘発する要因となることを自覚する必要がある。

〔重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故(神奈川県富士市)

1. 概要

平成26年8月25日4時07分頃、貸切バス(以下「当該車両」という。)が乗客29名を乗せて、片側2車線の東名高速道路の上り第1通行帯を走行中、前方の同通行帯を走行中の相手車両(大型トラック)に追突した。

この事故により、当該車両の運転者(以下「当該運転者」という。)及び交替運転者が重傷を負い、乗客24名及び相手車両の運転者1名が軽傷を負った。なお、重傷であった当該運転者は、事故発生24時間以上経過した後に死亡した。

2. 原因

事故は、当該運転者が運転中に前方の確認において注意力が低下した状態に陥ったことにより、同一通行帯の前方を低速で走行する相手車両に気付くのが遅れ、追突に至ったものと考えられる。

なお、当該車両には衝突防止補助(警報)装置が装着されていたが、作動が停止していたことから、運転者に対する衝突警報が行われず衝突回避の遅れにつながった可能性があると考えられる。

3. 再発防止策

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

(1) 運転者教育の充実

- ・事業者は、運転者に対して、事故事例を用いるなどして注意力が低下した状態で運転を継続することの危険性を十分理解させるとともに、シートベルト装着の徹底に係る教育に積極的に取り組む必要がある。
- ・追突事故の防止には、衝突防止補助(警報)装置が作動していることが有効であると考えられることから、事業者は、運転者に対し、当該装置が正常に作動していることを確認するとともに、故障等により作動しない場合にはより安全運転に努めるよう、運転者の安全意識を向上させる教育を行う必要がある。

・特にシートベルトの装着は、事業用自動車の運行の安全と旅客の安全を確保するために重要なものであることから、事業者は、運転者に対し、始業点呼等の機会において、運転者自らシートベルトの装着を徹底するとともに、乗客への装着も徹底させるよう指導する必要がある。

(2) 運転者の健康管理の徹底

事業者は、過去の健康診断結果において、要治療等と指摘された運転者に対しては、治療等が継続されているか定期的に確認するとともに、食事や喫煙等の生活習慣を改善させる指導を日頃から継続的に行っていくことが重要である。

〔重要調査対象事故〕

トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故

(大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町まで)

1. 概要

平成26年8月23日3時30分頃、トラクタ・コンテナセミトレーラ(以下「当該車両」という。)が、米油約22,800リットルを国際海上コンテナ(以下「当該コンテナ」という。)に積載して、大阪府堺市付近を走行中、当該コンテナ内のフレキシタンクから米油が漏洩した事故が発生した。この事故により、大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町までの間において積載していた米油約7,000リットルが道路上に漏洩した。

なお、道路に漏洩した米油の影響と見られる他の車両の交通事故が大阪府内から和歌山県内にかけて発生し、7名が重傷を負い、14名が軽傷を負った。

2. 原因

事故は、当該運転者が米油を輸送中、当該コンテナに積載していたフレキシタンクが損傷したことにより、米油が道路上に漏洩したものである。

フレキシタンクが損傷したことについては、当該運転者が急ブレーキをかけた際にフレキシタンク内の米油が前方に移動してフレキシタンク上面に大きな力がかかったことにより、フレキシタンク上面の一部が損傷した可能性が考えられる。

また、当該事業者においては、運転者に対し点呼を確実に実施していなかったことや適切な運行指示がなされていなかったこと、さらに、運転者に対して漏洩事故が起きた際の対処方法についての指導が不十分であったことが、結果として本件漏洩事故の影響によると見られる被害の拡大につながった可能性が考えられる。

3. 再発防止策

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

(1) 国際海上コンテナ輸送時における運行指示の徹底

事業者は、国際海上コンテナの輸送を行う場合、コンテナの扉が封印された状態で、運転者がコンテナ内貨物の状況を十分把握し得ないという特殊性

があることから、事前に船荷証券等によりコンテナの重量、品目名、梱包の種類等の情報を収集するとともに、運行管理者は、点呼において、これらの情報など必要な事項を運転者に指示することが重要である。

また、事業者は、漏洩事故等が発生した場合の対処方法や社内の連絡体制をあらかじめ定めておくとともに、万が一漏洩事故等が発生した場合には上記の連絡体制に基づき適切に対応するよう運転者に指示することが重要である。

(2) 運転者教育の充実

事業者は、あらかじめ作成した漏洩事故等が発生した場合の対処方法を活用し、運転者に対し、運搬物の性質・特徴や漏洩事故が他の交通に与える影響を理解させる等の指導教育に取り組むことが重要である。

また、平成25年6月に国土交通省が作成した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を活用し、運行途中においても必要に応じて内容物の漏洩の有無やコンテナの傾き具合など積み付け状況を確認させる等の実践的教育に取り組む必要がある。